12月5日(月) 日本弁護士連合会に 大麻問題について人権救済申立を行います

大麻問題に取り組んでいる市民団体

カンナビスト

www.cannabist.org

1948年12月10日、第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、12月10日は「国際人権デー」に定められており、この日をさかのぼる1週間は人権週間になっています。わたしたちは、大麻の問題を人権問題という目で見直してもらいたいと訴えます。

この申立には、全国から **1,236** 名の申立人が集まっています(2005 年 12 月 1 日現在)。このように多くの人々が、現在の大麻取り締まりには問題があると思っています。

■大麻問題は人権問題です

今日の日本における大麻取り締まりは不必要に厳しすぎるものであり、これは公権力による人権侵害であると言わざるを得ません。

はじめてこのような意見を目にする方は、戸惑われるかもしれませんが、まず大麻の有害性は高くないという事実を知っていただきたいと思います。海外の研究結果や公的機関の報告書などからは、大麻は人の心身、社会に有害・危険なものではないことが明らかになっています。

実際、このような理由から世界の中で民主主義や人権への配慮が進んでいる国々では、大麻を犯罪とは見なさない、いわゆる非犯罪化(犯罪として扱わない:違反チケット+罰金など、より軽微な規制・罰則で対応)が進んでいます。

しかしながら、日本ではこうした事実についてほとんど知られていません。大麻は、覚せい剤や麻薬とは全く違うものですが、 残念ながらそれらを同一視する誤解や偏見がまかり通っています。

■いま日本でどんなことが起きているのか

大麻を取り締まっている法律(大麻取締法)は、大麻の所持について5年以下の懲役、栽培について7年以下の懲役という刑罰を科しています。他の法律の刑罰と比較すると、暴行罪、脅迫罪が「2年以下の懲役」、器物損壊罪、威力業務妨害罪が「3年以下の懲役」、業務上過失致死罪が「5年以下の懲役」と、いかに大麻の刑罰が重いかが分かります。

近年の大麻取締法違反による逮捕者は、年間 2,000 人を越えています。その大部分は、ごく普通の勤労者、学生など一般市民です。 大麻事犯の逮捕者の有職率が高いということはデータからも明らかになっています。

仕事を失った人が大勢います。学籍を失った未成年の学生もいます。さらには、大麻の使用を学校の先生に打ち明けたところ、 自主退学を強いられ、後に自らの命を絶ってしまったという痛ま しい事件も起きています。

「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、就職に際しての差別の問題のほか、悪意のあるうわさの流布などの問題が起きています。」……これは法務省人権擁護局が第53回人権週間に際して、発表した文書の一節ですが、逮捕さ

人権救済申立……日本弁護士連合会(人権擁護委員会)の人権救済制度。弁護士法に基づいた活動であり、その警告・勧告・要望などは一定の社会的影響力を持っている。概要として「市民からの人権救済申立を受けて調査等をし、人権を侵害している機関や組織に警告・勧告・要望などを発して、人権侵害の除去と改善に努めている」(日弁連)というもの。

れ拘留されることも含めて、国が国民を「犯罪者」にしているという理不尽な状況は一刻も早く改めるべきであると訴えます。

■大麻取締法は憲法違反です

今から 20 年ほど前、大麻取締法が違憲であるという訴えに対して、当時の最高裁は合憲であるという決定を下していますが、それは大麻の有害性を前提にした判断でした。大麻がこれまで考えられていたほどの有害性はないということが明らかとなった現在、その前提が覆されていることから、この最高裁判決については見直されるべきです。

法学者の間からも、大麻の有害性が従来考えられていたほどのものではないとしたら、刑罰を軽くすべきではないかと示唆した意見(具体的には立法政策として罰金刑を復活させる余地がある、という意見)が出されています。

- ・大麻取締法は、憲法第31条で定められた罪刑の均衡の原則に 反しています……裁判所も大麻の有害性についてはっきりした 根拠を示せないでいます。各地の裁判の判決で大麻の有害性と して列挙されている事項や症状は、どれも酒の有害性と大差な いか、それ以下の程度のものであり、それが手錠をはめて逮捕 し、刑事罰を科すほどのものとは認められません。
- ・大麻取締法による逮捕は身体的自由権の侵害です……人の自由を奪うような刑罰を科すには、具体的に国民の健康障害や社会的被害が立証されている場合に限定されなければならないにもかかわらず、それが曖昧にされたまま裁判で有罪判決が下されている状況は、憲法第13条(個人の尊重)に反しています。大麻取締法は、人間の自由権、とくにその最も基本にある身体的自由を侵害しており、憲法第18条(奴隷的拘束及び苦役からの自由)、第34条(抑留・拘禁に対する保障)、第36条(拷問及び残虐な刑罰の禁止)、第37条(刑事被告人の諸権利)に反しています。

2005 年 12 月 2 日発行 カンナビス・ニュース号外

■大麻は危険な「麻薬」ではありません

新聞報道やテレビニュースなどでも「大麻」は「覚せい剤」も同列に報じられています。言葉や文字から受ける印象は、同じように危険で有害なものと見なされがちですが、それぞれの薬物は、化学的組成や人体への影響など大きく異なっています。大麻にも有害性はありますが、それは酒やタバコと同レベルのものです。(以下は、国内外の公的機関、あるいはその委託を受けた研究報告から得られた結論です)

- ・ 海外の先進国では大麻の非犯罪化が進んでいます……EU (欧州連合)の主要国、カナダ、オーストラリア、ロシアなどの国々、アメリカも 12 の州で大麻の単純所持は非犯罪化されています。それにより使用者の健康障害や社会問題などは起こっていません。
- ・大麻の有害性が低いことは科学的に認められています……大麻の有害性・危険性が低いということは、WHO(世界保健機構)、イギリス、カナダ、アメリカなど各国政府および研究機関の報告書、権威ある医学書『メルクマニュアル』などにより、明らかになっています。健康に与える有害性はタバコや過度の飲酒よりも低いと評価されています。
- ・日本で、過去に大麻が原因となって健康障害や二次犯罪が起き た実例は皆無であることが、2004年に厚生労働省に対して行った情報開示請求から明らかになっています……請求内容:大 麻摂取が原因の精神錯乱による二次犯罪、脳の構造的損傷、白 血球の減少、免疫力の低下、副鼻腔炎、咽頭炎、気管支炎、肺 気腫、慢性気管支炎、心不全、不整脈、胸痛、狭心症、胎児の 大麻中毒、流産、死産、精子数の減少、月経異常、肺癌。
- ・日本には、おおよそ50万人~100万人の大麻経験者がいると推定されています。これほど多くの人たちが大麻を体験しているにもかかわらず、それに伴う健康障害や二次犯罪は起きていません……このことからも大麻には著しい有害性はないことが裏付けられています。
- ・大麻の使用は他のより強い薬物への移行につながるという仮説 は否定されています……この仮説は踏み石理論またはゲートウェイ理論と呼ばれるものですが、米国医学研究所の報告書など により、統計学的・薬理学的な見地から根拠のないものとして 否定されています。

■では、なぜ法律で規制されているのですか?

わたしたちの意見について、「でもそんなに大麻が危険でもないとしたら、なぜ法律で取り締まられているのだろうか?」という疑問を懐かれるかもしれません。それには歴史的な経緯があります。

日本で大麻規制の法律が作られたのは、昭和20年9月の「ポッダム宣言ノ受託二伴ヒ発スル命令二関スル件」に基づいて昭和

22 年「大麻取締規則」が制定されたことからはじまっています。それは連合軍総司令部(GHQ)、その中心だったアメリカの意向でした。その目的は、占領軍の兵士に大麻が広まるのを防ぐための法律でした。当時のアメリカは、1930年代の禁酒法や反マリファナ(大麻)キャンペーンなど、キリスト教的な道徳倫理から薬物に神経質だったという背景がありました。

その後、大麻取締法ができましたが、日本では大麻の体験者もほとんどいないなか昭和38年に罰則が強化されました。当時の国会審議では、ヘロインや覚せい剤の乱用を防ぐために麻薬関係の法律の罰則強化を行ったのですが、大麻については何も議論されないまま形式的に罰則が強化されています。

このように過去の時代、ときどきの偏見や誤解によって法律ができ、罰則が強化されてきましたが、その間、日本では大麻の体験者は事実上、いなかったため、誰もそれを問題にするということがなかったという経緯がありました。ところが1970年代以降、徐々に大麻の体験者が増え、現在では50万人~100万規模の体験者がいると推定されています。

現在、欧米諸国では、大麻の有害性が以前に考えられていたよりも軽微であることが分かってきたため、法律が改定されたり、運用が修正されてます。しかし、わが国では、長年にわたる「乱用薬物」キャンペーンが呪縛になって、立法・司法・行政ともにこの問題を誤解や偏見にとらわれず理性的に議論することができない状況下にあります。

■「乱用薬物」が蔓延してしまうのでは?

- ・わたしたちは「覚せい剤」や有機溶剤(シンナー)、麻薬といった薬物と大麻を切り離して考えるべきだと訴えています。現 在、規制されている全ての薬物の規制を見直すべきだという意 見ではありません。
- ・大麻を摂取することが他のより有害性の高い覚せい剤や麻薬類の入口になるのではないかという危惧を懐かれる方もおられるかもしれませんが、30年以上にわたる国内外の公的機関の調査でもそのような関係は認められていません。
- ・戦後 60 年間、大麻の摂取が原因で、人を危めたり傷つけたり、 窃盗や交通事故を起こした事例はゼロです。酒による刃傷沙汰 は頻繁に起きており、覚せい剤では痛ましい事件も起きていま すが、それに対して大麻ではそういうことが全く起きていませ ん。
- ・また、大麻を無条件に解放すべきだと言っているわけでもありません。飲酒運転が厳しく罰せられ、未成年に酒やタバコが禁じられているのと同様に、一定の規制は必要だと考えています。
- さらに営利目的の販売などは規制があってしかるべきだと考えています。

カンナビストは現在の不当に厳しい大麻取り締まりの見直しを求めて活動している非営利の市民団体です。

設 立:1999年7月1日

会員数: 3,909 人(2005 年 12 月 1 日現在)

カンナビストは、科学的に見てアルコールやタバコと比較しても有害とはいえない大麻に対して、現行の大麻取締法に基づく取締りや刑事罰、および社会的制裁は不当に重く「人権侵害」であるとの主張に基づき、大麻の個人使用の「非犯罪化」を提案しています。

カンナビストでは、大麻に対する誤解や社会的偏見を正すことに主眼を置き、インターネットによる情報提供、 ニュースレターの発行、定例会の実施、各種イベントへの参加をはじめとする啓蒙活動などを行っています。

カンナビスト事務局

〒 154-0015 東京都世田谷区桜新町 2-6-19-101 TEL/FAX: 03-3706-6885 電子メール: info@cannabist.org ホームページ http://www.cannabist.org/